

平成 30 年 10 月 29 日

株 主 各 位

名古屋市中区門前町 1 番 51 号
シーキューブ株式会社
代表取締役社長 橋本 渉

第 66 期中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 10 月 29 日開催の当社取締役会において、第 66 期（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の中間配当金のお支払いにつき、下記のとおり決議いたしましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

当社定款の規定に基づき、平成 30 年 9 月 30 日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1 株につき 金 8 円
(普通配当金 6 円、記念配当金 2 円)
2. 効力発生日ならびに 平成 30 年 12 月 5 日 (水)
支払開始日

以上

中間配当金関係書類のご送付について

「中間配当金領収証」（口座振込ご指定の方には、「中間配当金計算書」および「配当金振込先ご確認」のご案内）は、株主の皆さまのお届出住所あて、12 月 4 日（火）にお送り申しあげる予定でございます。